

## 習志野市農業委員会総会議事録

令和4年第12回習志野市農業委員会総会は令和4年12月9日（金曜日）に習志野市役所2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午後16時00分

1. 委員の出欠席 16名中 15名出席 欠席1名（8番 廣瀬克久委員）  
（委員氏名）

1番 中野 政博	2番 江口 明美	3番 江口 勝洋
4番 渡邊 喜代美	5番 櫻井 茂雄	6番 三代川 和彦
7番 飯生 正己	8番 廣瀬 克久	9番 村山 源司
10番 中臺 明	11番 矢野 泰宏	12番 都築 博文
13番 織戸 淳也	14番 渡邊 幸枝	

会 長 三代川 彦博 会長職務代理者 村山 茂男

1. 議事録署名人 13番 織戸 淳也 14番 渡邊 幸枝

1. 総会に付した議件

議案第 1 号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第 2 号 令和4年度習志野市農用地利用集積計画第3号（案）について

議案第 3 号 生産緑地のあつせん結果について

1. 報告案件

報告第 1 号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第 3 号 農地転用事実に関する照会書について

1. 議案審議結果

上 程 3件 承 認 3件

1. 閉会時間 午後4時50分

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、ただ今より令和4年第12回習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>総会を開催するにあたりましては、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じて開催いたします。</p> <p>これまでどおり、出来る限り会議時間を短縮させていただき、濃厚接触の軽減を図りたいと思っておりますので、ご理解願います。</p> <p>本日は、8番、廣瀬 克久委員から欠席される旨のご連絡がありました。</p> <p>よって、農業委員16名の内、15名の出席により、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>次に、議事録署名人について「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により、議長から指名させていただきます。</p> <p>13番、織戸 淳也委員、14番、渡邊 幸枝委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の議案上程件数は3件、報告件数は3件でございます。</p> <p>それでは、早速審議に入ります。</p> <p>議案第1号、「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議案とします。</p> <p>事務局は、議案第1号の議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、それでは総会資料をお開きください。</p> <p>議案第1号は、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてであります。</p> <p>当該農地は、市街化調整区域内ではありますが、農地以外の土地利用を20年間以上続けていたことから、農地転用許可が不要であることを千葉県知事に認めさせていただくため、申請者より証明願の提出があったものです。</p> <p>申請地は、習志野市鷺沼三丁目の農地2筆であります。</p> <p>申請者は、資料記載のとおりであり、事実を立証するものとして、平成10年3月17日に撮影した航空写真で25年以上前から現状の利用形態である道路であったことを確認しております。</p> <p>以上のことから、申請地は農地転用許可を取得する必要性が無い土地であるのか、ご審議いただくものです。</p> <p>なお、本日の審議結果を意見書に附して千葉県知事に進達いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>続けて、議案の詳細説明をお願いします。</p>

議 長	<p>なお、事務局による詳細説明中は暫時休憩といたします。 それでは、事務局お願いします。</p>
事務局	<p>…… 議案の詳細説明……</p>
議 長	<p>事務局、ありがとうございました。 それでは、議案第1号の審議に入ります。 ご意見・ご質問等のある方は挙手願います。 鷺沼地区推薦の村山職務代理、ご意見ありませんか。</p>
村山職務代理	<p>はい。長年、道路として使用されておりました。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございました。 他に質問ありませんか。 よろしいでしょうか。 ご質問等が無いようなので、採決に入ります。 議案第1号、農地法に基づく許可を要しない土地の証明願について採決をいたします。 対象地は、既に農地以外の土地利用が行われており、非農地であると認め、農地法に基づく許可を要しない土地である旨を意見書に附して千葉県知事に進達しようと考えますが、これに賛成の方の挙手を求めます。 はい。ありがとうございます。 全員賛成により、議案第1号は、非農地である旨を意見書に附して、千葉県知事に進達する事と決しました。</p>
議 長	<p>次に移ります。 議案第2号、「令和4年度習志野市農用地利用集積計画第3号(案)について」を議案とします。 事務局は、議案第2号の議案説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、それでは総会資料をお開きください。 議案第2号は、令和4年度習志野市農用地利用集積計画第3号(案)についてであります。</p>

事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、市長より、農用地利用集積計画第3号(案)に対する審議の依頼がありましたので、計画案の通り決定することについて審議を求めるものです。</p> <p>1番、申請地は習志野市実籾三丁目の農地1筆であり、面積は3,349平方メートルであります。</p> <p>2番、権利の内容は賃借権設定であり、期間は令和4年12月16日から令和14年12月15日までの10年間であります。</p> <p>なお、本件は新規の賃借権設定であり、年間賃借料は45,000円となっております。</p> <p>3番、申請者の住所及び氏名は資料記載の通りです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>続けて、議案の詳細説明をお願いします。</p> <p>なお、事務局による詳細説明中は暫時休憩といたします。</p> <p>よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、事務局をお願いします。</p>
事務局	<p>…… 議案の詳細説明……</p>
議長	<p>休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>それでは、地域の農業委員であります飯生正己委員、何かご意見がありましたらお願いします。</p>
飯生委員	<p>はい。</p> <p>営農計画について申し上げますが、売上見込み額が高額で見込みすぎているのではないかと危惧しています。</p>
議長	<p>はい。</p> <p>事務局、ただ今の意見について、把握していることがあれば説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。お答えいたします。</p> <p>担当課に確認しましたところ、申請地全域で営農した場合、収益として見込まれる金額とのことです。</p>

議 長	<p>ありがとうございます。飯生委員、よろしいでしょうか。</p> <p>今回、市内では初めての試みとなる中間管理事業を活用した農地の貸し借りとなりますが、この点についても、ご意見等あれば挙手をお願いします。</p> <p>はい。櫻井委員。</p>
櫻井委員	<p>はい。</p> <p>今回、市内では初めて、中間管理機構の仲介によって、この法人が農業に参入との事であり、スタッフの中には研修されている方もおり、また多くの農機具も揃えて行うとの事ではありますが、10年間の賃貸借期間中で実際に農業を行っている事の状況把握を中間管理機構である千葉県園芸協会では、現地確認などは行うのでしょうか。</p>
議 長	<p>はい。事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。櫻井委員のご質問にお答えします。</p> <p>結論から申し上げますと千葉県園芸協会は、現地等の確認はいたしません。</p> <p>千葉県園芸協会は、あくまで借りたい方と貸したい方のマッチングを行い、年間の賃料を借受者から貸付者へお渡しするだけです。</p> <p>しかしながら、借受者が賃貸借期間満了前に農地の返還をした場合は、返還後2年間は、千葉県園芸協会が管理をするとのこととなります。</p> <p>以上のことから、毎年度、この営農計画に基づいて耕作されているかの現状把握はいたしませんので、皆様方や地域の方々に見回りを行っていただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>櫻井委員、よろしいでしょうか。</p>
櫻井委員	<p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>同じく実籾地区の農業委員であります渡邊幸枝委員、ご意見等ありませんか。</p>
渡邊幸枝委員	<p>はい。私も営農計画を拝見しますと、無理をしていないか不安です。農業以外にも他に事業行っていると思いますが、10年間という長い期間を続けられるか心配です。以上です。</p>

議 長	<p>はい。ありがとうございます。 ただ今の意見について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、他事業について質疑がありましたので、当該事業者の定款に基づいて説明させていただきます。</p> <p>定款には、障がい者等に対する福祉事業をメインに行い、その生活支援の一環として就労支援活動として農業、水産業を行うと示されております。</p> <p>借受人は、福祉事業者でありますので、農業収益に頼るのではなく国や県などの福祉事業に対する支援をいただきながら、農業事業に参入するものと思われれます。</p> <p>しかしながら、皆様が心配されている過度な営農にならぬよう、計画の見直しについて、担当課を経由し借受人に報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。福祉事業者ですので、国や県の支援は少なからず受けられると思います。</p> <p>渡邊委員、よろしいですか。はい。ありがとうございます。</p> <p>他に意見ありませんか。</p> <p>はい。飯生委員、どうぞ。</p>
飯生委員	<p>中間管理事業の説明資料に、地域のメリットとして、まとめて貸し付けた場合には、協力金が支払われると記載されていますが、どの様な貸し付け方で協力金が支払われるのか、具体的に教えてください。</p>
議 長	<p>事務局、ただ今の質問に対する説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。ただ今の質問につきましては、詳細を把握できておりませんので次回の総会にて回答をさせていただきたいと思えます。</p>
議 長	<p>はい。それでは、次回の総会で報告をお願いします。</p> <p>皆様、農地管理についてご意見いただき、ありがとうございます。</p> <p>この度の借受人としての福祉事業者は、本市における最初のモデルケースとして審議される案件であり、農福連携の命題を順守する中での取組との事ですので、同地区の農業環境については、当委員会としても注意深く観察をしてまいりたいと考えます。</p>

議 長	<p>他に、委員からのご質問やご意見ありませんか。  それでは、私から質問いたします。  今回、現地調査での説明の中で、屋敷で福祉施設をカフェと併設して開設すると説明がありました。  福祉施設やカフェについて、事務局として存じていることがあれば説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。お答えいたします。  場所は、JR津田沼駅から幕張本郷駅行きのバス通り沿いであるとのことで、近日中の開所に向けて、現在内装工事等を行っているとのことです。  以上です。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。  その他質問などありませんか。  はい。村山職務代理、どうぞ。</p>
村山職務代理	<p>今回の貸し借りは、賃貸借期間が10年間との事ですが、中途の解約は可能な契約となっているのでしょうか。  双方の事情によって、中途解約がアろうかと思いますが。</p>
議 長	<p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。ただ今の質問にお答えします。  結論から申し上げますと中途解約が可能です。  勿論、両方の合意によりますが、その際に園芸協会の方にも連絡が必要です。  先程の櫻井委員の質問の際にも説明しましたが、中途解約となった場合、新たな借り手を探す期間として、最長2年間は園芸協会が管理し、新たな借り手を探します。  しかしながら、借り手が見つからない場合には、地権者に返却されます。  以上です。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。  ただ今の説明について、私から確認させていただきます。  貸し手の事情により、解約申出があった場合は、借り手側が清算する際にマイナスが生じた場合には、違約金などはどうなるのでしょうか。</p>

事務局	<p>はい。お答えいたします。</p> <p>ただ今の事項は、契約内容の詳細となりますので、担当課に確認させていただきますので、次回総会で回答させていただきます。</p>
議長	<p>農地を所有する方の中には、園芸協会を通して貸したいと思っている方もいると思いますので、よく調べて回答をお願いします。</p> <p>他に質問等ございませんか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>では、ご質問やご意見が無ければ、議案第2号の採決に入ります。</p> <p>議案第2号「令和4年度習志野市農用地利用集積計画第3号(案)について」採決いたします。</p> <p>議案第2号について、計画案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>全員賛成を持ちまして、議案第2号は、計画案のとおり決定することと決しました。</p> <p>事務局は、市長に対し、速やかに回答文書を提出してください。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>議案第3号「生産緑地のあっせん結果について」を議案とします。</p> <p>事務局は、議案第3号の議案説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第3号は、生産緑地のあっせん結果についてであります。</p> <p>対象となりました生産緑地は、習志野市藤崎五丁目にある農地2筆であり、面積は1,545平方メートルであります。</p> <p>申請者は資料記載の通りでございます。</p> <p>この度の生産緑地につきましては、主たる従事者の死亡により、市に対し買い取り申し出が行われ、市として購入希望がなかったことから、市長よりあっせんの依頼が行われたものであります。</p> <p>そこで、令和4年11月7日開催の令和4年第11回総会において、皆様方には、生産緑地の所在地や買い取り希望額等を情報提供いたしました。</p>
事務局	<p>本日は、地域の農業従事者さんの中で、当該生産緑地の購入を希望された方がいらっしまったのか、皆様方より報告を頂戴するものであります。</p> <p>その結果につきまして、市長に対し回答いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>説明は以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>本件は、先月の総会で、市長よりあっせんの依頼があった生産緑地です。</p> <p>早速ですが、地域の農家さんから、こちらを購入しようとお考えになった方はおられましたか。</p> <p>特段、購入希望を示された方はいなかったということによろしいでしょうか。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、議案第3号「生産緑地のあっせん結果について」は、購入希望者無しと、市長に対し回答することといたします。</p> <p>事務局は、速やかに市長に回答をお願いします。</p> <p>以上で、審議案件は全て終了となります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号の農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理通知及び、報告第2号の農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知ですが、事前に総会資料を配布してありますので目を通して頂いていると思いますが、質問等の有る方は挙手願います。</p> <p>事務局、何か補足説明はありますか？</p>
<p>事務局</p>	<p>特段ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員の皆さん質問等ありますでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>質問等が無ければ、次にまいります。</p> <p>続きまして、報告第3号ですが、農地転用事実に関する照会書についてです。</p> <p>事務局、何か補足説明はありますか。</p> <p>なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>……暫時休憩中、事務局より補足説明……</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局、補足説明ありがとうございました。</p> <p>休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>皆さん何か質問等ありますでしょうか。</p>

議 長

よろしいですか。

無いようですので、以上を持ちまして、令和4年第12回習志野市  
農業委員会総会を終了いたします。